

【監査結果の区分表】

項目	内容	説明
適合事項	監査基準に適合している事項	
観察事項	システムに欠陥はないが、改善することが望ましい事項	<ul style="list-style-type: none"> ・誤解を招く記述や曖昧な表現がある場合 ・部分的に軽微な記載漏れがある場合 ・実施していてもその有効性を検証していない場合 ・論理が確立されていない場合
軽微な指摘事項	監査基準に不適合で、システムに欠陥があるが、不適合の程度が軽微な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の部署で実施していない場合 ・手順と実作業が一致していない場合 ・論理が不合理、不整合な場合 ・同種の観察事項が多数ある場合 ・実施しているが十分な成果が期待できない場合 ・証拠（記録）がない場合 ・軽微な順法違反
重大な指摘事項	監査基準に不適合で、システムに欠陥があり、不適合の程度が重大な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・順法違反 ・同類の軽微な指摘が多数ある場合 ・責任者が環境マネジメントシステムを無視、又は知らない場合 ・不適合が是正されない場合 ・その他、判断の目安で重大な指摘となっている場合